

旧	新
<p>2 本約款等の変更</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 本約款等の変更または契約の変更にもない、(3)に定める場合を除き、需給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を、以下の方法により行なうことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>(3) 本約款等の変更が、法令の制定または改廃にもない当然必要とされる形式的な変更、その他の需給契約の実質的な変更をとまなわれない内容である場合には、需給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	<p>2 本約款等の変更</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 本約款等の変更または契約の変更にもなう需給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を、以下の方法により行なうことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>(3) (2)にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃にもない当然必要とされる形式的な変更、その他の需給契約の実質的な変更をとまなわれない内容である場合には、需給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>
<p>4 単位および端数処理</p> <p>本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりいたします。その他の単位および端数処理は電気契約種別定義書ごとに定めます。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(追加)</p>	<p>4 単位および端数処理</p> <p>本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりいたします。その他の単位および端数処理は電気契約種別定義書ごとに定めます。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。</p>

新旧対照表 電気需給約款【低圧】令和6年9月1日実施

旧	新
(3)～(4) (省略)	(3)～(4) (省略)
<p>5 実施細目</p> <p>本約款等の実施上必要な細目的事項は、本約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>5 実施細目</p> <p>本約款等の実施上必要な細目的事項は、本約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。<u>なお、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上お客さまとの協議を必要とする場合は、お客さまは、当該一般送配電事業者と協議をしていただきます。</u></p>
<p>8 需給契約の単位</p> <p>当社は、<u>次の場合を除き、1需給契約について、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給します。</u></p> <p><u>(1) 共同引込線による引込みで電気を供給する場合であって、当社が承諾した場合</u></p> <p><u>(2) その他技術上、経済上やむをえない場合であって、当社が承諾した場合</u></p>	<p>8 需給契約の単位</p> <p>当社は、<u>1供給地点特定番号について1電気契約種別を適用して、1需給契約を結びます。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>9 需給開始</p> <p>(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを<u>承諾</u>したときには、お客さまおよび当該一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、その他必要な手続きを経たのち、<u>すみやかに電気を供給いたします。</u></p> <p>(2) (省略)</p>	<p>9 需給開始</p> <p>(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを<u>受領</u>したときには、お客さまおよび当該一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、<u>その他必要な手続きを経たのち、需給契約の申込みを承諾し、すみやかに需給契約を締結して電気を供給いたします。</u></p> <p>(2) (省略)</p>
<p>15 使用電力量の算定</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合および <u>14 (検針日)</u> (2)または(3)の場合で検針を行なわなかったときの、使用電力量は、別表 4</p>	<p>15 使用電力量の算定</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合および <u>13 (検針日)</u> (2)または(3)の場合で検針を行なわなかったときの、使用電力量は、別表 4</p>

新旧対照表 電気需給約款【低圧】 令和6年9月1日実施

旧	新
<p>(使用電力量の協定)を基準として、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、速やかに当該一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>(4) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で当該一般送配電事業者が計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表4(使用電力量の協定)を基準として、あらかじめ当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、速やかに当該一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>16 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気を需給開始し、または需給契約が終了した場合で、料金の算定期間の日数が、料金の算定期間を含む計量期間等の始期に対応する計量または検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</p> <p>ロ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する計量または検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>23 需要場所への立ち入りによる業務の実施</p> <p><u>当社および当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</u></p> <p><u>(1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所</u></p>	<p>(使用電力量の協定)を基準として、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、すみやかに当該一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>(4) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で当該一般送配電事業者が計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表4(使用電力量の協定)を基準として、あらかじめ当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。この場合、当社は、すみやかに当該一般送配電事業者との協議により決定された使用電力量について、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>16 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気を需給開始し、または需給契約が終了した場合で、料金の算定期間の日数が、料金の算定期間を含む計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</p> <p>ロ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>23 需要場所への立ち入りによる業務の実施</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

新旧対照表 電気需給約款【低圧】 令和6年9月1日実施

旧	新
<p><u>内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計, 施工 (取付けおよび取外しを含みます。), 改修または検査</u></p> <p>(2) <u>41 (保安等に対するお客さまの協力) によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務</u></p> <p>(3) <u>不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験, 契約負荷設備, 契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認</u></p> <p>(4) <u>計量器の検針または計量値の確認</u></p> <p>(5) <u>25 (供給の停止), 34 (お申し出による需給契約の終了) または 35 (解約等) により必要な処置</u></p> <p>(6) <u>その他本約款等によって需給契約の成立, 変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</u></p> <p>(追加)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>当社は, 次の業務を実施するため, お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には, 正当な理由がない限り, 立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお, お客さまのお求めに応じ, 係員は, 所定の証明書を提示いたします。</u></p> <p>イ <u>不正な電気の使用の防止等に必要, お客さまの電気機器の試験, 契約負荷設備, 契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認</u></p> <p>ロ <u>その他本約款等によって, 供給契約の成立, 変更または終了等に必要業務</u></p> <p>(2) <u>一般送配電事業者当該一般送配電事業者は, 25 (供給の停止), 34 (お申し出による需給契約の終了) または 35 (解約等) により必要な処置を実施するため, または託送約款等に定めるところにより, お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には, 正当な理由がない限り, 立ち入ること</u></p>

新旧対照表 電気需給約款【低圧】 令和6年9月1日実施

旧	新
<p>29 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p><u>(1) 当該一般送配電事業者は、次の場合には、託送約款等の定めに従い、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</u></p> <p><u>イ 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</u></p> <p><u>ロ 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</u></p> <p><u>ハ その他電気の供給上または保安上必要がある場合</u></p> <p><u>(2) (1)の場合には、当社または当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>(3) 当社は、(1)にともなう料金の減額を行いません。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><u>および業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</u></p> <p>29 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</u></p>
<p>37 供給地点および施設</p> <p><u>(1) 電気の供給地点は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>37 供給地点および施設</p> <p>(削除)</p> <p><u>(1) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによ</u></p>

新旧対照表 電気需給約款【低圧】 令和6年9月1日実施

旧	新
<p><u>(2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</u> (追加)</p> <p><u>39 計量器等の取付け</u></p> <p><u>(1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、原則として、当該一般送配電事業者が選定し、かつ、当該一般送配電事業者の所有とし、当該一般送配電事業者の負担で取付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当該一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客さまの負担により、お客さまで取付けていただくことがあります。</u></p> <p><u>(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付け位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、関係者の協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、関係者の協議より、あらかじめ解錠のための鍵等を当該一般送配電事業者に提</u></p>	<p><u>るものといたします。</u> (削除)</p> <p><u>(2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者との協議によって定めることとされている供給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則としてお客さまと当該一般送配電事業者との協議によって定めていただきます。</u></p> <p>(削除)</p>

新旧対照表 電気需給約款【低圧】 令和6年9月1日実施

旧	新
<p><u>出していただくことがあります。</u></p> <p><u>(3) 計量器, その付属装置および区分装置の取付場所は, お客さまから無償で提供していただきます。また, (1)によりお客さまが施設するものについては, 当該一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。</u></p> <p><u>(4) 当該一般送配電事業者は, 記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には, 当該一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。</u></p> <p><u>(5) お客さまの希望によって計量器, その付属装置および区分装置の取付位置を変更し, またはこれに準ずる工事をする場合には, 実費相当額をお客さまから申し受けま</u> <u>す。</u></p> <p>40 電流制限器等の取付け</p> <p><u>(1) 需要場所の電流制限器等は, 当該一般送配電事業者の所有とし, 当該一般送配電事業者の負担で取付けます。</u></p> <p><u>(2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし, その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。</u></p> <p><u>(3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し, またはこれに準ずる工事をする場合には, 実費相当額を申し受けま</u> <u>す。</u></p> <p>41 保安等に対するお客さまの協力</p> <p>(1) 次の場合には, お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には, 当該一般送配電事業者は, ただちに適切な処置をいたします。</p> <p>イ～ロ (省略)</p>	<p>2</p> <p>39 保安等に対するお客さまの協力</p> <p>(1) <u>託送約款等に定めるところにより,</u> 次の場合には, お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には, 当該一般送配電事業者は, ただちに適切な処置をいたします。</p> <p>イ～ロ (省略)</p>

新旧対照表 電気需給約款【低圧】 令和6年9月1日実施

旧	新
<p>(2)～(4) (省略)</p> <p><u>42 調査</u></p> <p><u>(1) 当該一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、お客さまのお求めに応じ、当該一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。</u></p> <p><u>(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ロ 接地抵抗値の測定</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ハ 点検</u></p> <p><u>(3) 当該一般送配電事業者は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書等により、原則として調査時に行ないます。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>43 調査等の委託</u></p> <p><u>(1) 当該一般送配電事業者は、42 (調査) の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関 (以下「登録調査機関」といいます。) に委託することがあります。</u></p> <p><u>(2) 当該一般送配電事業者は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在</u></p>	<p>(2)～(4) (省略)</p> <p><u>40 調査</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>当該一般送配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。</u></p> <p>(削除)</p>

旧	新
<p><u>地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。</u></p> <p>44 調査に対するお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を<u>当社および当該一般送配電事業者または登録調査機関</u>に通知していただきます。</p> <p>(2) 当該一般送配電事業者は、42 (調査) (1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。</p> <p>45 検査または工事の受託</p> <p>(1) <u>お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当該一般送配電事業者に申し込むことができます。</u></p> <p>(2) <u>(1)の申込みを受けた場合には、当該一般送配電事業者は、すみやかに検査を行います。この場合には、お客さまに検査料として実費を負担していただきます。ただし、軽易なものについては、無料となることがあります。</u></p> <p>(3) <u>お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当該一般送配電事業者に申し込むことができます。</u></p> <p>(4) <u>(3)の申込みを受けた場合には、当該一般送配電事業者は、できる限りこれを受託いたします。当該一般送配電事業者が受託したときには、お客さまに実費を負担していただきます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみの負担となります。</u></p>	<p>41 調査に対するお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を<u>当該一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関</u>に通知していただきます。</p> <p>(2) 当該一般送配電事業者は、40 (調査)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。</p> <p>(削除)</p>

新旧対照表 電気需給約款【低圧】 令和 6 年 9 月 1 日実施

旧	新
<p>46 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、本約款のうち次のものは、適用いたしません。</p> <p>(1) <u>42 (調査)</u> (2) <u>43 (調査等の委託)</u> (3) <u>44 (調査に対するお客さまの協力)</u> (4) <u>45 (検査または工事の受託)</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 実施期日 本約款は、<u>令和 5 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。</p> <p><u>3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置</u> <u>その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、16（使用電力量の算定）(1)の規定にかかわらず、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。</u></p>	<p>3 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、本約款のうち次のものは、適用いたしません。</p> <p>(1) <u>40 (調査)</u> (削除) (2) <u>41 (調査に対するお客さまの協力)</u> (削除)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 実施期日 本約款は、<u>令和 6 年 9 月 1 日</u>から実施いたします。</p> <p>(削除)</p>

旧	新								
別表	別表								
<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ (省略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(追加)</p> <p>基準燃料価格は次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td style="text-align: center;">45,900 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ (省略)</p> <p>ニ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 燃料費調整単価の揭示</p> <p>当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格および(1)□により算定された燃料費調整単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。</p>	供給区域	基準燃料価格	中部電力パワーグリッド株式会社	45,900 円	<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ (省略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p><u>ハ</u> 基準燃料価格</p> <p>基準燃料価格は次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中部電力パワーグリッド株式会社</td> <td style="text-align: center;">45,900 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ニ (省略)</p> <p><u>ホ</u> 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 燃料費調整単価の揭示</p> <p>当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格および(1)ニにより算定された燃料費調整単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。</p>	供給区域	基準燃料価格	中部電力パワーグリッド株式会社	45,900 円
供給区域	基準燃料価格								
中部電力パワーグリッド株式会社	45,900 円								
供給区域	基準燃料価格								
中部電力パワーグリッド株式会社	45,900 円								

新旧対照表 電気需給約款【低圧】令和6年9月1日実施

旧	新												
<p>5 手数料等</p> <p>(1) 帳票発行手数料</p> <p>イ 19 (料金その他の支払方法および支払期日) (3)イの場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">請求書 (利用明細書) 1 部につき</td> <td style="text-align: right;">110 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>イ 19 (料金その他の支払方法および支払期日) (3)ロの場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">払込票 1 部につき</td> <td style="text-align: right;">330 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(2) 解約事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 契約につき</td> <td style="text-align: right;">3,300 円 00 銭</td> </tr> </table>	請求書 (利用明細書) 1 部につき	110 円 00 銭	払込票 1 部につき	330 円 00 銭	1 契約につき	3,300 円 00 銭	<p>5 手数料等</p> <p>(1) 帳票発行手数料</p> <p>イ 19 (料金その他の支払方法および支払期日) (3)イの場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">請求書 (利用明細書) 1 部につき</td> <td style="text-align: right;">220 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>ロ 19 (料金その他の支払方法および支払期日) (3)ロの場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">払込票 1 部につき</td> <td style="text-align: right;">330 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(1) 解約事務手数料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 契約につき</td> <td style="text-align: right;">3,300 円 00 銭</td> </tr> </table>	請求書 (利用明細書) 1 部につき	220 円 00 銭	払込票 1 部につき	330 円 00 銭	1 契約につき	3,300 円 00 銭
請求書 (利用明細書) 1 部につき	110 円 00 銭												
払込票 1 部につき	330 円 00 銭												
1 契約につき	3,300 円 00 銭												
請求書 (利用明細書) 1 部につき	220 円 00 銭												
払込票 1 部につき	330 円 00 銭												
1 契約につき	3,300 円 00 銭												

新旧対照表 電気契約種別定義書（エネワンLPプラン） 令和6年9月1日実施

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和5年4月1日</u>より実施します。</p> <p>6 エネワンLPプランS (1)～(3) (省略) (4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ～ロ (省略) (追加)</p> <p>7 エネワンLPプランL (1)～(3) (省略) (4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年9月1日</u>より実施します。</p> <p>6 エネワンLPプランS (1)～(3) (省略) (4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ～ロ (省略) (5) その他 <u>電流制限器等を無断で取り外す等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、需給契約を解約することがあります。この場合、需給約款 28（違約金）に定める違約金を申し受けます。</u></p> <p>7 エネワンLPプランL (1)～(3) (省略) (4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p>

旧	新
<p>イ～ロ（省略） （追加）</p> <p>8 エネワンLPワンダフル （1）～（3）（省略） （4） 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2（燃料費調整）（1）<u>ニ</u>によって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ～ロ（省略） （5）（省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>本定義書の実施ともなう切替措置</u> <u>令和5年3月31日以前から供給契約が継続し、令和5年4月1日から令和5年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、6（エネワンLPプランS）（4）および7（エネワンLPプランL）（4）にかかわらず、次のとおりといたします。</u> <u>（1） エネワンLPプランS</u></p>	<p>イ～ロ（省略） <u>（5） その他</u> <u>契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等により、電灯または小型機器を使用することは不正利用となり、需給契約を解約することがあります。この場合、需給約款28（違約金）に定める違約金を申し受けます。</u></p> <p>8 エネワンLPワンダフル （1）～（3）（省略） （4） 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2（燃料費調整）（1）<u>ホ</u>によって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ～ロ（省略） （5）（省略） （削除）</p>

旧		新
<u>イ 基本料金</u>		
<u>契約電流 30 アンペア</u>	<u>825 円 00 銭</u>	
<u>契約電流 40 アンペア</u>	<u>1,100 円 00 銭</u>	
<u>契約電流 50 アンペア</u>	<u>1,375 円 00 銭</u>	
<u>契約電流 60 アンペア</u>	<u>1,650 円 00 銭</u>	
<u>ロ 電力量料金</u>		
<u>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>21 円 04 銭</u>	
<u>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>23 円 98 銭</u>	
<u>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</u>	<u>25 円 33 銭</u>	
<u>(2) エネワンLPプランL</u>		
<u>イ 基本料金</u>		
<u>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>275 円 00 銭</u>	
<u>ロ 電力量料金</u>		
<u>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>21 円 04 銭</u>	
<u>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>23 円 98 銭</u>	
<u>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</u>	<u>25 円 33 銭</u>	

新旧対照表 電気契約種別定義書（エネワンLP 動力プラン） 令和6年9月1日実施

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和5年4月1日</u>より実施します。</p> <p>5 単位および端数処理 <u>本定義書において料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりといたします。なお、需給約款4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。</u> <u>契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、6（エネワンLP 動力プラン）(3)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。</u></p> <p>6 エネワンLP 動力プラン (1)～(3)（省略） (4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および<u>需給約款別表2（燃料費調整）(1)二</u>によって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ～ハ（省略） (追加)</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年9月1日</u>より実施します。</p> <p>5 単位および端数処理 <u>需給約款4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。</u></p> <p>6 エネワンLP 動力プラン (1)～(3)（省略） (4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および<u>需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホ</u>によって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ～ハ（省略） <u>(5) その他</u> <u>契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、需給契約を解約することがあります。この場合、需給約款28（違約金）に定める違約金を申し受けます。</u></p>

新旧対照表 電気契約種別定義書（エネワンLP 動力プラン） 令和6年9月1日実施

旧		新															
<p><u>附則</u></p> <p><u>本定義書の実施ともなう切替措置</u></p> <p><u>令和5年3月31日以前から供給契約が継続し、令和5年4月1日から令和5年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、6（エネワンLP 動力プラン）(4)にかかわらず、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>(1) 基本料金</u></p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td style="text-align: right;">1,029円60銭</td> </tr> </table> <p><u>(2) 電力量料金</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用電力量</th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階 料金</td> <td>最初の[契約電力×75]キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">16円95銭</td> <td style="text-align: right;">15円41銭</td> </tr> <tr> <td>第2段階 料金</td> <td>[契約電力×75]キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;">24円41銭</td> <td style="text-align: right;">24円41銭</td> </tr> </tbody> </table>		契約電力1キロワットにつき	1,029円60銭	使用電力量		夏季料金	その他季料金	第1段階 料金	最初の[契約電力×75]キロワット時までの1キロワット時につき	16円95銭	15円41銭	第2段階 料金	[契約電力×75]キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円41銭	24円41銭	<p>(削除)</p>	
契約電力1キロワットにつき	1,029円60銭																
使用電力量		夏季料金	その他季料金														
第1段階 料金	最初の[契約電力×75]キロワット時までの1キロワット時につき	16円95銭	15円41銭														
第2段階 料金	[契約電力×75]キロワット時をこえる1キロワット時につき	24円41銭	24円41銭														

新旧対照表 電気契約種別定義書（エネワンLPハッピー・バリュー・ワンダフル） 令和6年9月1日実施

旧	新
<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年4月1日</u>より実施します。</p> <p>6 エネワンLPハッピー (1)～(3) (省略) (4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ～ロ (省略) (5) (省略)</p> <p>7 エネワンLPハッピー (1)～(2) (省略) (3) 契約電流 イ (省略) ハ <u>電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）</u>または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約電流に応じた電流制限が行なわれないことがあります。</p>	<p>2 実施期日 本定義書は、<u>令和6年9月1日</u>より実施します。</p> <p>6 エネワンLPハッピー (1)～(3) (省略) (4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ～ロ (省略) (5) (省略)</p> <p>7 エネワンLPハッピー (1)～(2) (省略) (3) 契約電流 イ (省略) ハ <u>電流制限器等</u>または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約電流に応じた電流制限が行なわれないことがあります。</p>

旧	新
<p>(4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ～ロ（省略）</p> <p>(5)（省略）</p> <p>8 エネワン LP ワンダフル (1)～(3)（省略） (3) 契約電流 イ（省略） ハ <u>電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）</u>または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約電流に応じた電流制限が行なわれないことがあります。</p> <p>(4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ～ロ（省略）</p>	<p>(4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ～ロ（省略）</p> <p>(5)（省略）</p> <p>8 エネワン LP ワンダフル (1)～(3)（省略） (3) 契約電流 イ（省略） ハ <u>電流制限器等</u>または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限いたします。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器によって契約電流に応じた電流制限が行なわれないことがあります。</p> <p>(4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。 イ～ロ（省略）</p>

新旧対照表 電気契約種別定義書（エネワンLP ハッピー・バリュー・ワンダフル） 令和6年9月1日実施

旧	新
(5) (省略)	(5) (省略)